

# 自傷・他害などの行動障害を抱える児童の一時保護を通じて ～見えてきた課題と取組について～

---

東部児童相談所 家庭支援第一班 田中 遥久  
共同者 小松 隆

# 発表の流れ

- テーマ設定の理由と目的
- 児童相談所について
  - ・ 東部児童相談所の相談件数
  - ・ 一時保護とは
  - ・ 障害を抱えた児童の一時保護
- 事例から見えてくること
- 今年度の取組について
- 事例や取組を通して見えてきた課題など
- 今回の事例を提供していただいた家庭から
- まとめ

自傷・他害などの行動障害等を抱える知的障害児の  
一時保護の調整に苦慮

事例や取組を通じて、今後の課題について検討

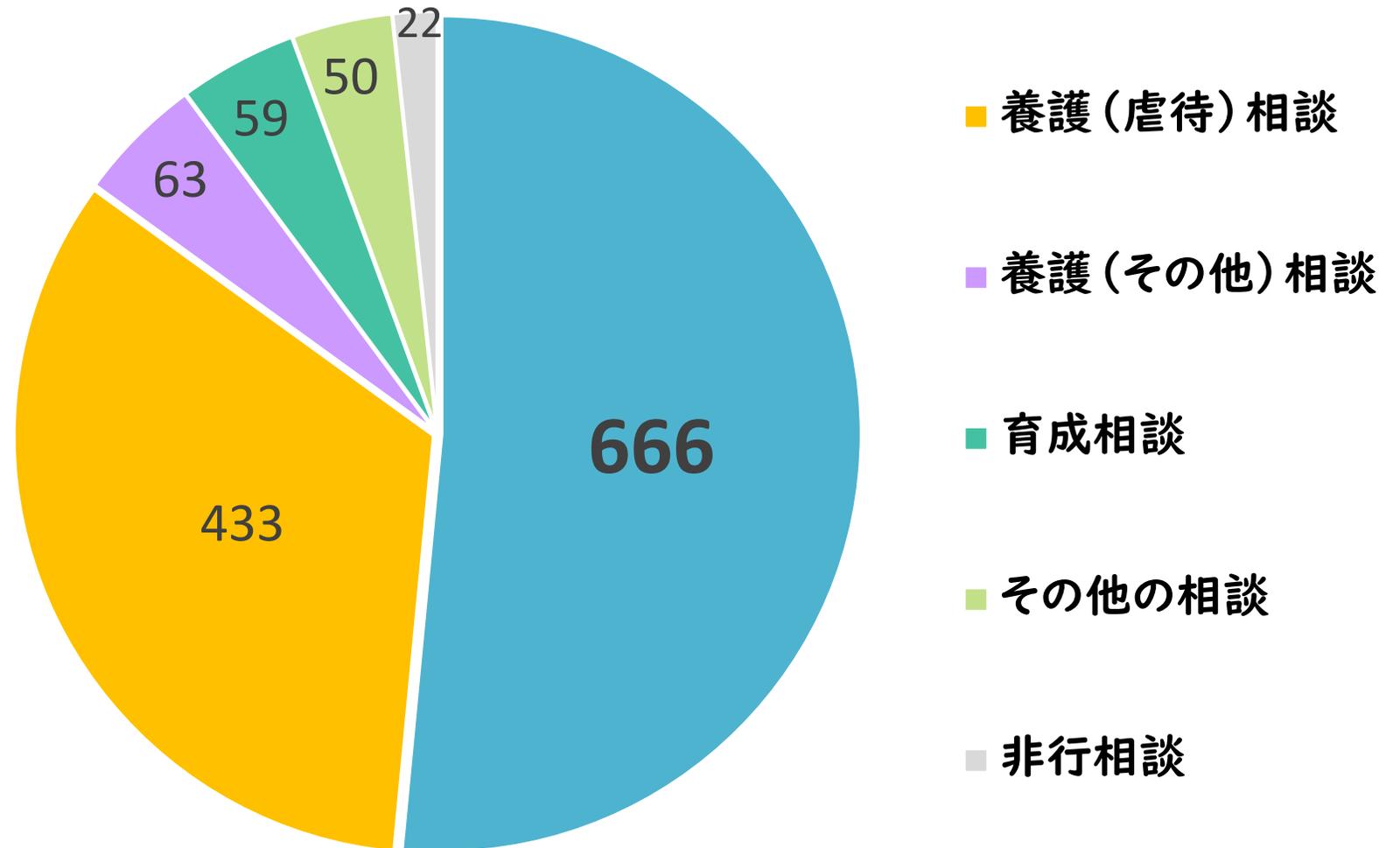
児童相談所として、何ができるのかを考察する。



# 児童相談所について

## 東部児童相談所の相談件数

R6年相談件数：1,293件

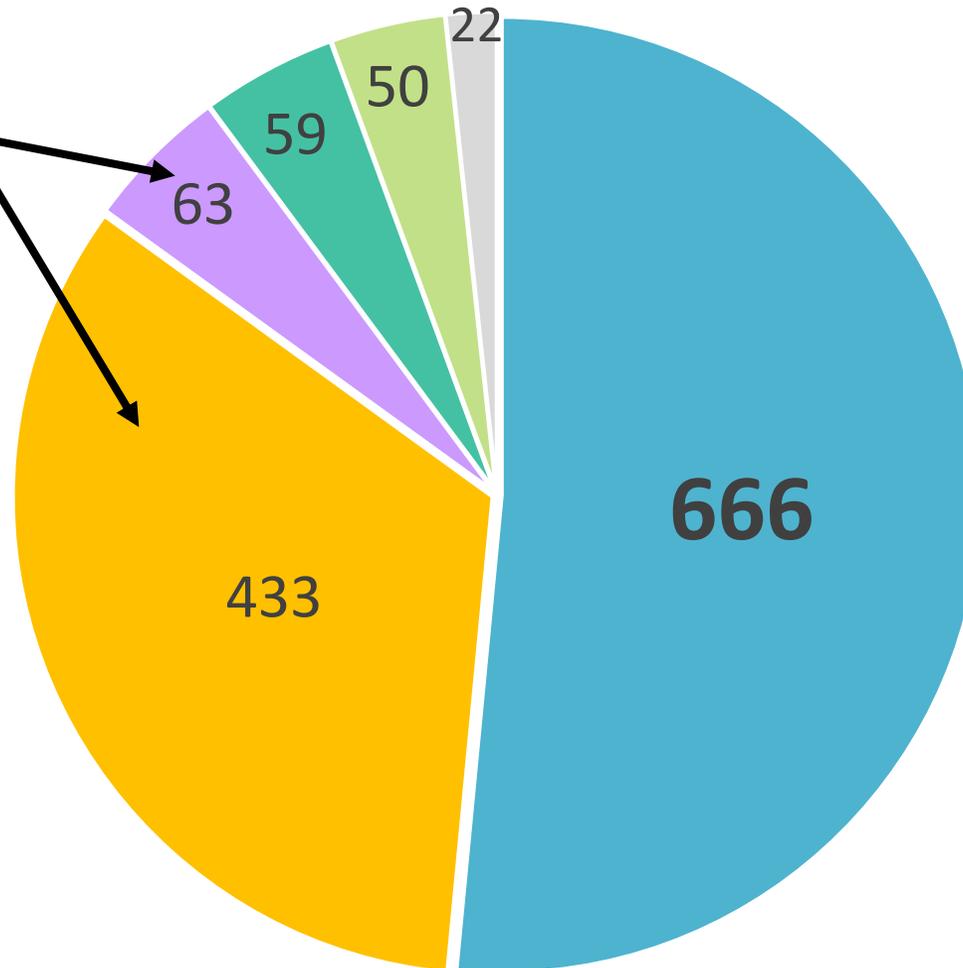


# 児童相談所について

## 東部児童相談所の相談件数

**R6年相談件数：1,293件**

「自宅で暴れる児童を  
養育できない」  
「知的障害がある児童に  
虐待をしてしまいそう」



- 障害相談
- 養護(虐待)相談
- 養護(その他)相談
- 育成相談
- その他の相談
- 非行相談

# 児童相談所について

一時保護とは：根拠法～児童福祉法33条～

通常の一時的保護  
(虐待・非行・養護)



一時保護所(定員30名だが、満員状態が恒常化)

# 児童相談所について

## 一時保護とは：根拠法～児童福祉法33条～

通常の一時的保護  
(虐待・非行・養護)



一時保護所 (定員30名だが、満員状態が恒常化)

障害児の一時的保護



障害児施設等への一時的保護委託

一時保護所で障害児  
の対応は難しい。

理由



### ○専門的な支援

- 医療的ケア、発達特性 (自傷・他害等の行動障害) への配慮、行動・情緒面への専門的対応等
- 職員の専門性

### ○安全性の確保

- 他害・自傷行為の防止
- 児童の特性に見合った生活環境の提供

# 児童相談所について

## 障害を抱えた児童の一時保護

・本県は東北6県の他自治体と比較し、**福祉型障害児入所施設の数**が最も少ない。

都道府県	施設数	定員	人口数	備考、引用元
青森県	8	146名	約118万人	令和5年度青森県子ども・若者白書より引用 (R5.4.1時点)
岩手県	4	126名	約115万人	県HPより引用
秋田県	4	58名	約91万人	令和6年度障害福祉の概要より引用
<b>宮城県</b>	<b>1</b>	<b>60名</b>	<b>約217万人</b>	県HPより引用
山形県	3	90名	約99万人	第6次山形県障がい者計画より引用
福島県	7	225名	約171万人	第3期福島県障がい児福祉計画 (R6.3.1時点)

参考：人口数については、各県公表の住基台帳データより引用

# 児童相談所について

## 障害を抱えた児童の一時保護

宮城県の福祉型障害児  
入所施設

○定員:60名

○常に待機者がいる



緊急での一時保護ができない

たとえ受け入れ可能となっても…

○入所者を移動させて居室を確保

→入所者どうしの相性もあり、組み合わせに困難を極める。

○対応職員の確保

→職員を増やしたりシフトを組み直したりと職員の負担が増える。

# 児童相談所について

## 障害を抱えた児童の一時保護

宮城県の福祉型障害児  
入所施設

○定員:60名

○常に待機者がいる



緊急での一時保護ができない

たとえ受け入れ可能となっても…

○入所者を移動させて居室を確保

→入所者どうしの相性もあり、組み合わせに困難を極める。

○対応職員の確保

→職員を増やしたりシフトを組み直したりと職員の負担が増える。

調整にかなりの時間を要するため、県内のショートステイ事業所や  
県外の福祉型障害児入所施設に打診することも…

# 事例から見えてくること

※個人情報保護のため、内容を加工しています

## 事例Ⅰ

- 中学生 重度知的障害、自閉症スペクトラム
- ショートステイ、放課後デイサービスの利用あり
- 児童が同居家族への激しい暴力**→保護者が養育限界
- 養育中に保護者からの身体的虐待の疑いも（受傷不明な傷あり）

分離が必要と判断

しかし、すぐに受入に向けて居室改造に取り組んでくれた。

福祉型障害児入所施設に一時保護委託を打診するが受入不可（居室都合）

やむをえずショートステイ、放デイでつなぐも長期対応不可（職員体制の都合）

県内の精神科病院に入院（一時保護委託）→24日間と期間限定

女性職員が多い。

県内の別の精神科病院に入院（一時保護委託）

福祉型障害児入所施設に入所

約100日経過

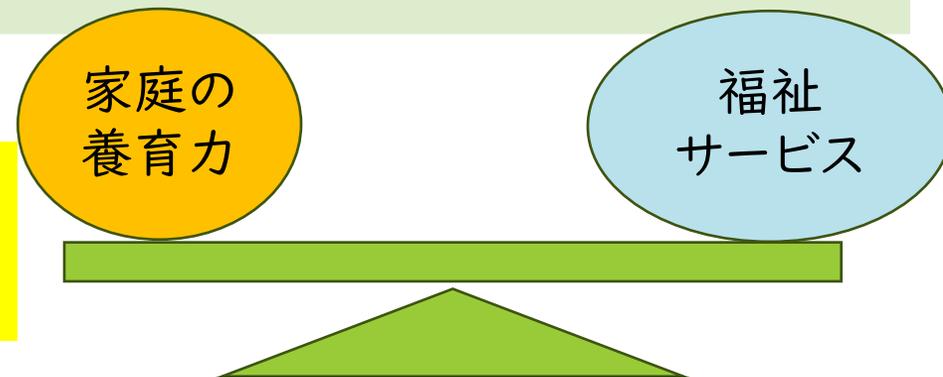
※突貫で居室改造工事を行ってくれた。しかし、必ず改造してもらえるわけではない。

# 事例から見えてくること

家庭での養育が困難になる要因とは？

児童側の要因	外的要因
・自傷、他害行為があること	・福祉サービスで就労するスタッフの従業員のほとんどが女性スタッフであること、他児の安全確保の都合から、利用できる福祉サービスが限定的となる。
・成長に伴い、体格大きくなり、力が強くなる (青年期：中学生～高校生)	・保護者が児童を制止することが難しい。 ・そもそも家庭の養育力が高くなく、経済基盤も脆弱で、頼れる社会資源（親族やパートナー）が限定的。
・環境の変化が不得手	・児童にとって適切な支援をアセスメントするのに時間を要する

○家族の養育力+福祉サービス  
→1つでも崩れると、自宅での養育が困難となる。



# 事例から見えてくること

この現状に対応するためには？

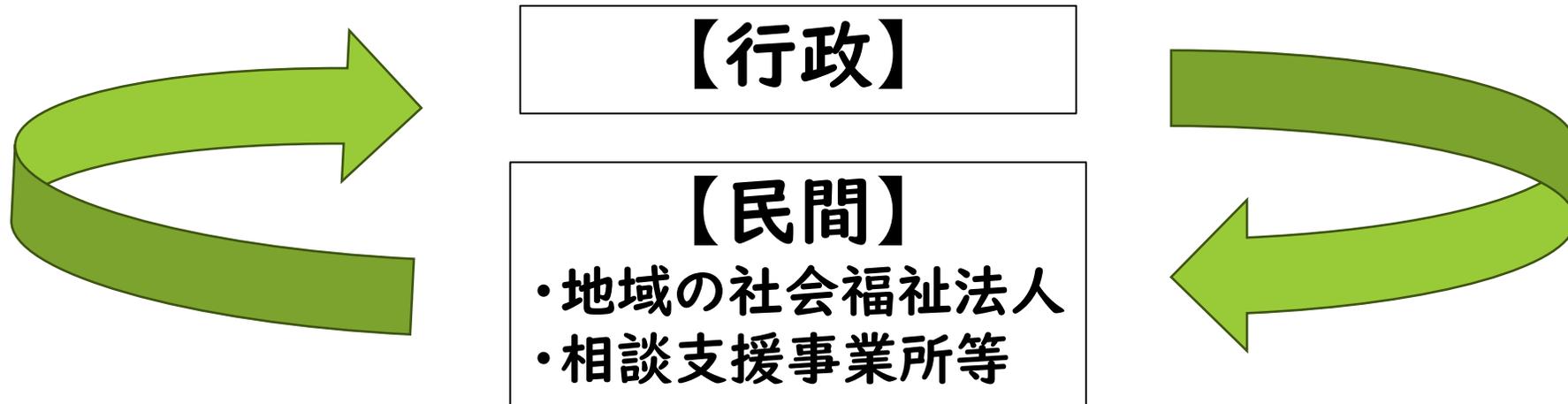
- ・ハード面の整備には、コストや時間がかかる。  
→もっと地域で支える体制づくりが必要。
- ・事前に情報があれば、よりよい対応策も考えることができる。
- ・児童相談所では把握できていない、地域に困っている事例があるかもしれない。



# 今年度の取組について



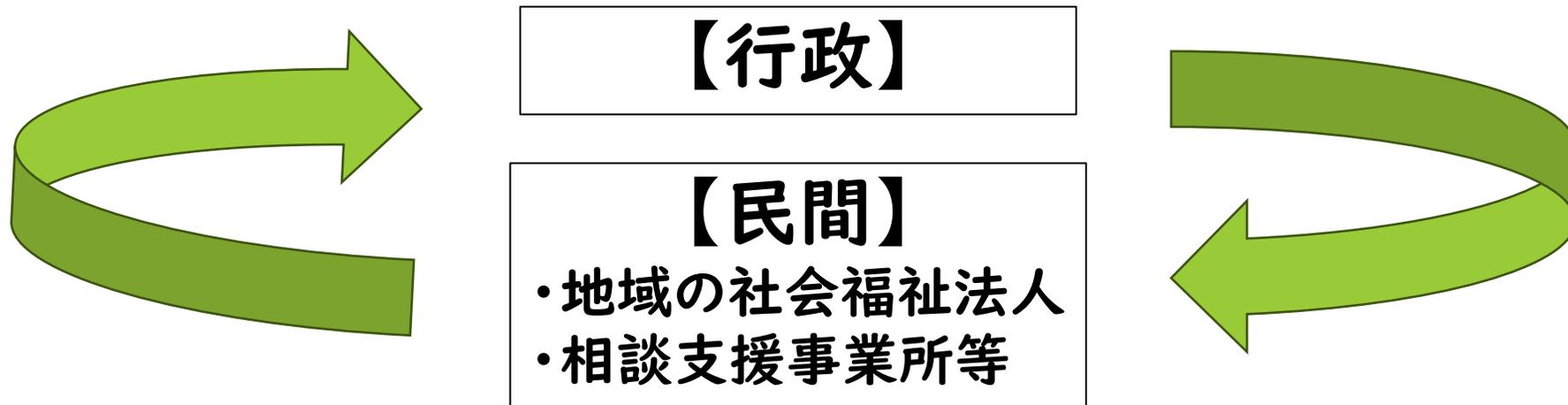
少しでも改善につなげるために”連携”が必要



# 今年度の取組について



少しでも改善につなげるために”連携”が必要



## 取組

- ① 社会福祉法人における一時保護委託に係る協力態勢
- ② 管内の基幹相談支援センターとの連絡会議の開催

# 今年度の取組について

## 【取組①】

### ○社会福祉法人における一時保護委託に係る協力態勢

#### <実施事項>

- ・緊急の一時保護事案を見据え、石巻市の社会福祉法人と対応を協議し、フロー及びマニュアルの整備（対応者、日中のアセスメントすべき項目の整理、対応のQ&A整理）  
R2から協議・運用
- ・事案が発生した際に、一時保護期間・職員体制、今後の支援方針についての打ち合わせ。実施後に振り返り。

#### 一時保護委託の協力態勢について協議

○**東部児童相談所**  
・一時保護事案発生

○**石巻市内の  
社会福祉法人A**

○**法人内の事業所**  
・一時保護委託を受託

○**退所**

フローに基づき打診

一時保護中の様子  
をアセスメント

退所後の支援体制を整備  
新たなサービスへつなぐ

# 今年度の取組について

※個人情報保護のため、内容を加工しています

## 【取組①】

### 事例2

- 中学生 重度知的障害、自閉症スペクトラム
- 放課後等デイサービスの利用(6/w)
- 体格が大きく、**児童が放課後等デイサービス職員へ他害行為**  
→事業所から利用を断られ、保護者が養育限界を訴えたもの



#### <保護者の意向>

- ・児童と一緒に生活したい！でも利用できるサービスがないと、育てられない……。
- ・成人になれば、大人の施設利用も必要だけど、イメージが沸かない……

福祉型障害見入所施設に一時保護委託を打診するが受入不可(居室都合)

# 今年度の取組について

※個人情報保護のため、内容を加工しています

## 【取組①】

### 事例2

- 中学生 重度知的障害、自閉症スペクトラム
- 放課後等デイサービスの利用(6/w)
- 体格が大きく、**児童が放課後等デイサービス職員へ他害行為**  
→事業所から利用を断られ、保護者が養育限界を訴えたもの



#### <保護者の意向>

- ・児童と一緒に生活したい！でも利用できるサービスがないと、育てられない・・・。
- ・成人になれば、大人の施設利用も必要だけど、イメージが湧かない・・・

福祉型障害児入所施設に一時保護委託を打診するが受入不可(居室都合)

## 取組 ① 実施

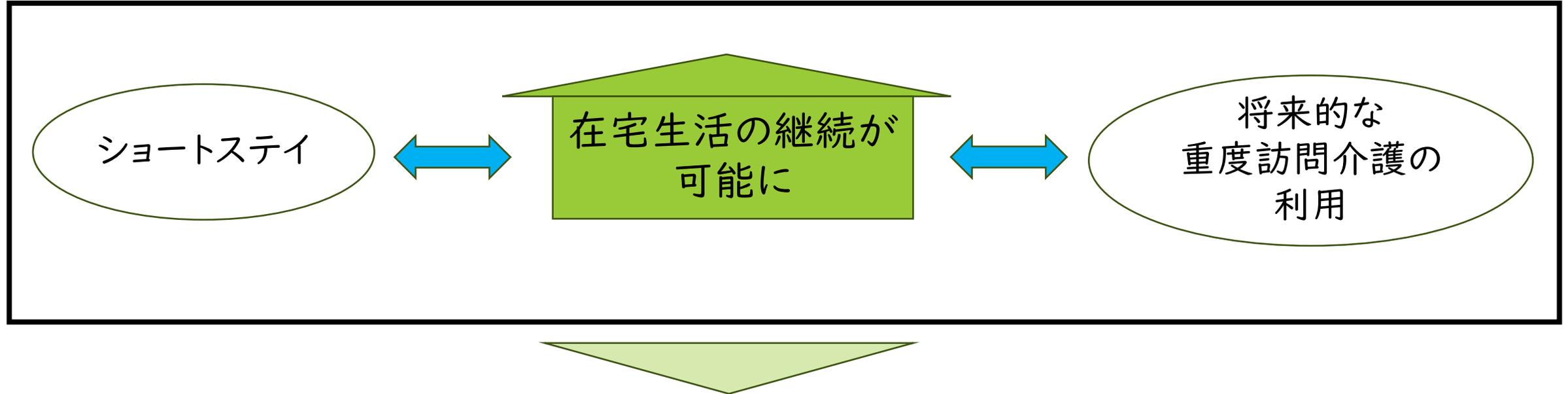
石巻市内の共同生活援助を提供する事業所に一時保護委託(2w限定)

- ・児童特性のアセスメント ・関係機関との協議
- ・福祉型障害児入所施設への待機申請、他福祉サービスの再調整  
(ショートステイ、重度訪問介護)

# 今年度の取組について

## 【取組①】

### 事例2



- 将来的な施設利用を見据え、官民で役割分担。
- 民間からもバックアップ体制を整備。
- 新たな事業所を組み合わせて利用

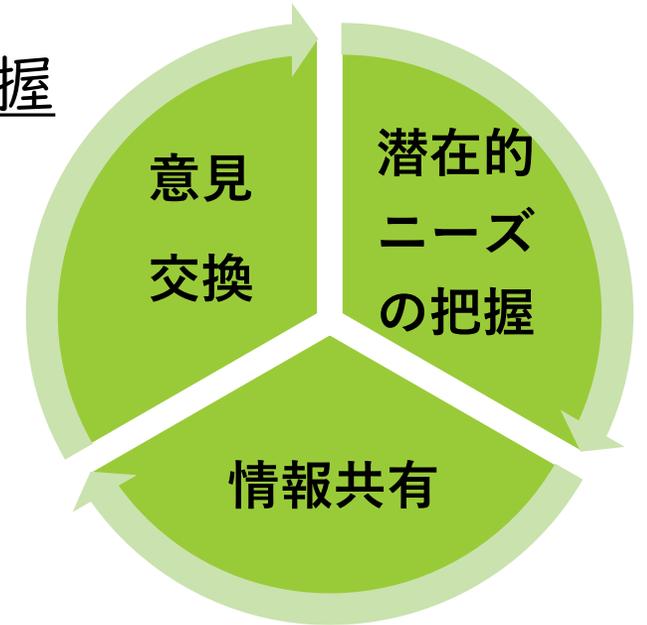
# 今年度の取組について

## 【取組②】

### ○管内の基幹相談支援センターとの連絡会議実施（R7.11～）

<実施事項>

- 各事業所で介入している潜在・将来ニーズの把握
- 地域で対応に苦慮している事例についての児童相談所での把握
- 現在、福祉型障害児施設に入所している児童のケースワークについての情報共有・意見交換



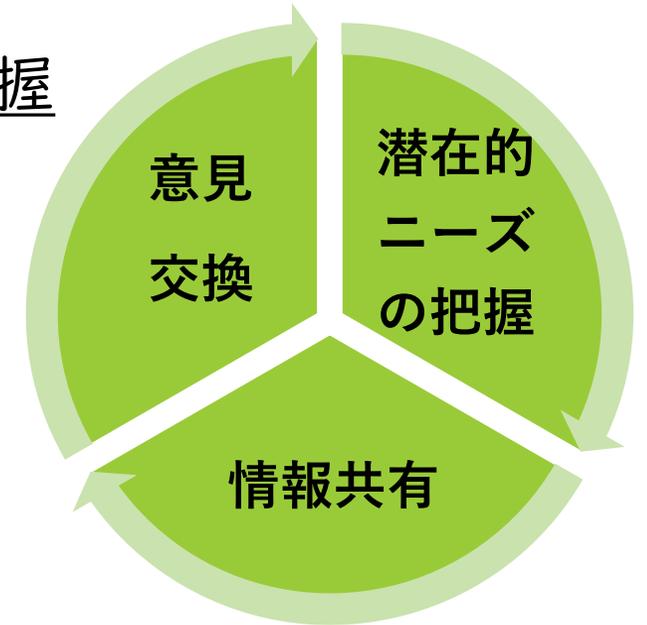
# 今年度の取組について

## 【取組②】

### ○管内の基幹相談支援センターとの連絡会議実施(R7.11~)

<実施事項>

- 各事業所で介入している潜在・将来ニーズの把握
- 地域で対応に苦慮している事例についての児童相談所での把握
- 現在、福祉型障害児施設に入所している児童のケースワークについての情報共有・意見交換



- ・地域の事業所⇄児童相談所の連携を密にすること
- ・早期発見、早期支援で困難化を予防

# 今年度の取組について

## 【取組①&②】 ～一時保護委託の振り返りや意見交換会で挙がった意見～

一時保護について	課題
<ul style="list-style-type: none"><li>急遽の事案だと職員体制の整備するのに<u>時間がかかる</u>。</li><li>受け入れをしたいが、<u>受け入れると赤字</u>となり、長期間は難しい。</li></ul>	職員体制の確保（ソフト面）
<ul style="list-style-type: none"><li>長期間空いているスペースがなく、同じ場所での受け入れができず、<u>日ごとに場所が変わる</u>。</li></ul>	場所の確保（ハード面） 児童特性への配慮
<ul style="list-style-type: none"><li>一時保護先が生活拠点から遠方であると、日中に学校に行けず、余分に職員体制を整える必要がある。</li></ul>	児童特性への配慮 職員体制（ソフト面）
<ul style="list-style-type: none"><li>一時保護前や一時保護解除以降、新たなサービスにつなげたくとも、<u>児童の自傷・他害行為があると、受け入れできる事業所が少なく、利用までのハードルが高い</u>。</li></ul>	児童特性への配慮 職員体制（ソフト面）

# 事例や取組を通して見えてきた課題など

## ○ソフト面、ハード面の課題

- 県内の福祉型障害児入所施設の枠が決まっており、一時保護の受け手不足。
- より“地域での支援”が重要になってくるが、どの事業所も職員体制が十分ではなく、社会貢献の理念がある事業所に頼らざるを得ない。
- 圏域内でも受け入れに関しては、自治体差があり、一時保護委託できる期間が限定的であることから、対応に工夫が必要。また新たなサービスにつなぐ際には、バックアップ体制を整えた上でのつながりが必須。

## ○生活場所を転々とする事への二次障害の懸念

- 自傷・行動障害などの特性を抱える児童が何度も生活環境を変えることについて、新たな場所への適応が難しく、特性による行動が増幅される可能性がある。できるだけ特定の養育者と安定した関係性の保証が必要。

## ○最善の利益の確保の検討

- ・ 児童の生活を守ることはもちろんだが、支援が児童の意向に叶っているものなのか。
- ・ 選択肢は限られているが、慎重に検討することの必要性。

# 今回の事例を提供していただいた家庭から

## 事例Ⅰのご家庭から

- 職員体制を理由に、これまで利用していたショートステイの事業所から利用の協力できないと告げられてショックだった。
- 地域で生活していた時は児童特性に応じた対応をしてくれていたが、一時保護委託にて病院に入院した際には児童が身体拘束をされることも多く、心苦しかった。
- ショートステイ事業所が予約がいっぱいで使いたいときに使えないときがあった。

# 今回の事例を提供していただいた家庭から

## 事例2のご家庭から

- 児童の他害を理由に、使いなれた放デイの利用をいきなり断られ、かなりショックだった。
- 一時保護の後、いろんな方の協力のおかげで新たなサービスが利用できるようになり、児童と一緒に暮らせるようになったのがよかった。
- 特性に対応できるショートステイ事業所が増えたり、施設の数がもう少しあると、子どもや親にとっての選択肢が広がると思った。

## まとめ

見相としてできること→児童の最善の利益を第一に考える(大前提)

## まとめ

**見相としてできること→児童の最善の利益を第一に考える（大前提）**

そのためには…

- ・地域の関係機関と連携を深め、日ごろから事案が発生した際に対応する準備を整えておく。
- ・日頃から各機関の機能や役割の明確化を行っておく。（例：個別ケース会議、連絡会議等）

## まとめ

### 見相としてできること→児童の最善の利益を第一に考える(大前提)

そのためには…

- ・地域の関係機関と連携を深め、日ごろから事案が発生した際に対応する準備を整えておく。
- ・日頃から各機関の機能や役割の明確化を行っておく。(例:個別ケース会議、連絡会議等)
- ・調整がつかず、福祉型障害児入所施設を活用せざるを得ない事例もあるため、現在入所している児童のケースワークを進める。(例:成人施設やグループホームへの移行調整)

## まとめ

### 見相としてできること→児童の最善の利益を第一に考える(大前提)

そのためには…

- ・地域の関係機関と連携を深め、日ごろから事案が発生した際に対応する準備を整えておく。
- ・日頃から各機関の機能や役割の明確化を行っておく。(例:個別ケース会議、連絡会議等)
- ・調整がつかず、福祉型障害児入所施設を活用せざるを得ない事例もあるため、現在入所している児童のケースワークを進める。(例:成人施設やグループホームへの移行調整)
- ・児童にできるだけ同じ生活環境を続けてもらう努力を絶やさない。

## まとめ

### 見相としてできること→児童の最善の利益を第一に考える（大前提）

そのためには…

- ・地域の関係機関と連携を深め、日ごろから事案が発生した際に対応する準備を整えておく。
- ・日頃から各機関の機能や役割の明確化を行っておく。（例：個別ケース会議、連絡会議等）
- ・調整がつかず、福祉型障害児入所施設を活用せざるを得ない事例もあるため、現在入所している児童のケースワークを進める。（例：成人施設やグループホームへの移行調整）
- ・児童にできるだけ同じ生活環境を続けてもらう努力を絶やさない。

「どうすれば、最善を叶えられるのか」  
という視点、選択肢、信念を絶やさない



最後までご清聴ありがとうございました